証券コード　6085
2021年６月８日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　丸　山　雄　平

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年６月25日（金曜日）　午前10時

２．場　　所　　東京都千代田区大手町二丁目６番１号 朝日生命大手町ビル５階
フクラシア東京ステーション
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報告事項　第14期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

〜〜〜

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による２度にわたる緊急事態宣言の発令及び各自治体による度重なる外出自粛要請などにより、経済活動全体が大きく停滞し、企業収益の減少、雇用状況の悪化等依然として厳しい状況にあるなか、先行きについても不透明な状態が続いております。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は前年同期に比べ大幅な減少となり、持家の着工については持ち直しの動きが見られるものの前年同期に比べ大幅な減少となるなど低調に推移いたしました。

このような状況のもと、加盟建設会社におけるスタジオネットワークビジネスにおきましても、特に2020年４月、首都圏を中心とする緊急事態宣言発令により、全国各地で予定されていた住宅イベントが開催中止や延期となるなどの影響を受けました。同年９月以降、新型コロナウイルスの感染者数は減少傾向となり、イベント開催は回復傾向にありましたが、上期におけるイベント開催による新規顧客の獲得が困難であったことで、建築設計・監理業務委託契約や、工事請負契約の成約に大きな影響が出ました。

また、2021年２月に新施策として立ち上げた『PROTO BANK※』ビジネスは、既存加盟店や新規の建設会社からの募集を開始しましたが、コンテンツ整備の遅れもあるなか、コロナ禍で厳しい事業環境下にある既存加盟店からの想定を超える申込みがあったものの、当事業年度の業績への寄与は限定的となりました。

一方、当社が顧客に直接プロデュースを行うビジネス（プロデュースビジネス）においては、建築家情報空間「ASJ CELL」やASJリゾートをコンセプトに「ASJ Yokohama Satellite」（横浜市）と、「ASJ Shonan Satellite」（神奈川県鎌倉市）の営業拠点をベースとした営業展開を予定しておりましたが、直営イベントの中止等により新規アカデミー会員の獲得が非常に厳しい状況となりました。

さらに、2021年1月からの度重なる緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置発令により、例年３月に売上計上が集中する時期において、外出自粛等による顧客との契約打合せの延期をはじめ、雇用不安等による建築資金計画への影響などから、契約締結予定案件の建設計画見直し等が発生いたしました。

以上の結果、売上高は675,232千円（前事業年度比24.1％減）となりました。

損益面においては、人員減等による人件費の減少や、営業関係諸経費及び販売促進費、広告宣伝費等の削減により、販売費及び一般管理費の圧縮を行いましたが、売上高が低調であったことから、営業損失は260,175千円（前事業年度営業損失445,093千円）となりました。また、保有資産の見直しの一環として保険を解約し、保険返戻金として3,660千円及び補助金収入7,400千円、雇用調整助成金1,380千円を営業外収益に計上いたしましたが、経常損失は248,762千円（前事業年度経常損失452,364千円）となりました。

開発中のソフトウエアについては、ソフトウエア仮勘定として資産計上しておりましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき回収可能性を検討し、将来の収益見込み等を勘案した結果、帳簿価額22,800千円の減損損失処理を行い、特別損失23,100千円を計上いたしました。

その結果、当期純損失272,956千円（前事業年度当期純損失524,253千円）となりました。

※「PROTO BANK」とは、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業により過去に建設された名作住宅の図面を活用することで顧客のご予算にあった建築家デザイン住宅をあたかもモデルハウスを選択するかのようにWeb上で自由に選択できる仕組みをいいます。

(2) 資金調達の状況

当事業年度において、2020年12月24日に第三者割当増資により、98,969千円（発行価額１株につき913円、発行新株式数108,400株）の調達を行いました。また、2021年1月26日に運転資金として、金融機関から200,000千円の借入を行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において、23,460千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、社内業務効率化のためのシステム開発及びＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウエアの開発を目的とした情報システムの構築等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第11期 2018年３月期	第12期 2019年３月期	第13期 2020年３月期	第14期 2021年３月期 (当事業年度)
売　　上　　高（千円）	1,286,678	1,253,252	890,190	675,232
経常利益又は経常損失(△)（千円）	△78,686	31,573	△452,364	△248,762
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△246,175	30,109	△524,253	△272,956
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	△153.10	18.68	△322.87	△164.44
総　　資　　産（千円）	1,164,170	1,209,039	631,692	584,382
純　　資　　産（千円）	827,873	857,858	360,505	186,517
１株当たり純資産額（円）	512.73	532.46	221.06	107.25

（注）　１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、たびたび発令される緊急事態宣言から経済や社会への甚大な影響が懸念され、先行き予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社は以下の諸施策を実行することにより、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業の優位性を訴求し、企業価値の向上を図ってまいる所存であります。

スタジオネットワークビジネスにおいては、加盟スタジオ開催の建築家展等イベントもコロナ禍で実施が不透明であることから、新たにＷＥＢ開催等の営業支援策の実施や退会スタジオのエリアでの新規スタジオ加盟契約の促進、また、「PROTO BANK Station」の新規加盟店契約の獲得を通して、稼働スタジオ数の増加を図ります。また、住宅設備等の業務提携会社とは、PROTO BANKビジネスにおいて、魅力のある商材提供サービスを提案してまいります。

プロデュースビジネスにおいては、富裕層を中心としたASJアカデミー会員へ直接的な支援を行い、認知度及びサービスレベルの向上を図るとともに、建築家情報空間「ASJ CELL」において開催する著名建築家等の作品展示会等を通して、ＡＳＪ建築家ネットワークを活用することのメリットを訴求してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、リモート勤務など従来の働き方が変化していることから、生活様式や戸建住宅の需要にも変化が生じております。とりわけ、通勤の自由度が高まり、より広い居住空間が求められるようになったことなどから、比較的物価の安い郊外での相談案件の増加がみられ、これらの需要の取り込みに注力いたします。

以上に加え、引続き販売費及び一般管理費のすべての費用項目について、管理可能経費の一層の削減に努めてまいります。また、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索することにより、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るべく努めてまいる所存であります。

当社の使命は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとっては参画することの価値が高まることであります。ＡＳＪ建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのＡＳＪのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットホーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をＡＳＪ建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所（2021年３月31日現在）

本　　店	東京都千代田区丸の内三丁目４番２号
支　　店	大阪支店（大阪市北区）
展 示 場	東京展示場（東京都千代田区） 横浜展示場（横浜市西区） 梅田展示場（大阪市北区） 横浜サテライト（横浜市西区）

（注）　当社は、2020年10月1日付で、本店所在地を「東京都港区浜松町二丁目７番５号」から「東京都千代田区丸の内三丁目４番２号」へ変更しております。

(8) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	７名減	48.9歳	8.7年

（注）　上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2021年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社きらぼし銀行	200,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

① 当社は、2020年11月12日付で、株式会社STPより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。当該訴訟は、同社が、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年２月11日破産手続き廃止の決定確定）から請負った建築工事に係る工事代金が未回収となったことにより、当該未回収の工事代金を当社に請求するものであり、大阪地方裁判所に係属中であります。

② 当社は、2021年２月17日付で、原告である合同会社トレースより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。原告は、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年２月11日破産手続き廃止の決定確定、以下「ATI社」という。）に入会した顧客が代表社員を務める法人であります。原告は、ATI社と関係のある施工会社との間で建設工事請負契約を締結したのち、解除に至りました。当該訴訟は、原告が当該契約解除に至った原因が当社にもあるとして、当社にその損害賠償責任を求めるものであり、大阪地方裁判所に係属中であります。

２．株式に関する事項（2021年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　4,800,000株

(2) **発行済株式の総数**　1,743,150株

(3) **株主数**　486名

(4) **上位10名の株主**

株　　主　　名	持　株　数	持 株 比 率
丸山 雄平	468,500株	26.9%
木下 昭彦	387,900株	22.3%
中谷 宅雄	148,300株	8.5%
ＳＣＳＶ１号投資事業有限責任組合	108,400株	6.2%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	4.5%
溝江　弘	65,500株	3.8%
溝江 将光	42,900株	2.5%
株式会社ＳＢＩ証券	29,400株	1.7%
ＡＳＪ従業員持株会	28,667株	1.6%
松井証券株式会社	25,200株	1.4%

(注)持株比率は、自己株式(3,975株)を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸　山　雄　平	―
取　締　役	山　口　裕　司	管理本部長兼管理部長
取　締　役	川　村　健　一	特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長 株式会社西京銀行 社外取締役
取　締　役	赤　堀　広　幸	株式会社カスケード 代表取締役
取　締　役	石　塚　亮　平	石塚亮平公認会計士事務所 代表 株式会社トラステッドパートナーズ 代表取締役
常勤監査役	和　泉　利　治	―
監　査　役	山　下　和　広	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
監　査　役	志　村　誠一郎	きらぼしキャピタル株式会社 顧問

(注) 1．川村健一氏、赤堀広幸氏及び石塚亮平氏は、社外取締役であります。
2．和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役川村健一氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4．常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役山下和広氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査役志村誠一郎氏は、企業経営における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．監査役志村誠一郎氏は、2020年６月26日付で東京電力ベンチャーズ株式会社の社外取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役川村健一氏、赤堀広幸氏及び石塚亮平氏、社外監査役和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約の内容の概要

当社は、2015年10月８日以降の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	39,607 (7,200)	29,520 (7,200)	10,087 (—)	５名 （３名）
監　査　役 （うち社外監査役）	13,440 (13,440)	13,440 (13,440)	—	３名 （３名）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2008年６月23日開催の第１期定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名であります。

また、金銭報酬枠とは別枠で2017年６月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役１名）であります。

当社監査役の報酬の額は、2011年６月27日開催の第４期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名であります。

③　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（ア）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、2021年２月12日開催の取締役会において、当社の決定方針を決議いたしました。

（イ）決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ。）の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月額の固定報酬とし、役位、職責等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、株主総会決議に基づき原則として２事業年度ごとに役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の報酬割合については、金銭報酬の額のウエイトが非金銭報酬等の額より高まる構成としております。

なお、非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

（ウ）当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

④　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の基本報酬の内容の決定については、2020年６月26日開催の取締役会において、独立社外取締役の出席のもと、代表取締役社長に一任する決議を行っております。代表取締役社長丸山雄平は、当該一任決議に基づき、役位、職責等に応じて総合的に勘案し各取締役の金銭報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び業務執行等を俯瞰しつつ各取締役の職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適切かつ適任であると判断したものであります。

なお、非金銭報酬等の内容の決定については、取締役会において社外取締役を除く取締役の個人別の非金銭報酬等の額を決定しております。

⑤　監査役の個人別の報酬の額の決定方針に関する事項

当社の監査役の個人別の報酬額は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額の固定報酬とし、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役	川　村　健　一	特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所及び株式会社西京銀行と当社との間には、特別の関係はありません。
社外取締役	赤　堀　広　幸	株式会社カスケードと当社との間には、特別の関係はありません。
社外取締役	石　塚　亮　平	石塚亮平公認会計士事務所及び株式会社トラステッドパートナーズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	山　下　和　広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	志村誠一郎	東京電力ベンチャーズ株式会社及びきらぼしキャピタル株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	川　村　健　一	当事業年度開催の取締役会(16回)にはすべてに出席し、大学教授としての専門的知見と企業経営に関与された豊富な経験等に基づき、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役としてコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
社外取締役	赤　堀　広　幸	当事業年度開催の取締役会(16回)にはすべてに出席し、企業経営における豊富な経験に基づき、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
社外取締役	石　塚　亮　平	当事業年度開催の取締役会(16回)にはすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験に基づき、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
常勤社外監査役	和　泉　利　治	当事業年度開催の取締役会(16回)及び監査役会(14回)には、いずれもすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	山　下　和　広	当事業年度開催の取締役会(16回)及び監査役会(14回)には、いずれもすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	志　村　誠一郎	当事業年度開催の取締役会(16回)及び監査役会(14回)には、いずれもすべてに出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。

② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。

③ 定例取締役会を原則として毎月１回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。

④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。

⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。

⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。

⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。

⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。

② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。

② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。

② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。

③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。

④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。

② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。

③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を４回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を定期的に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

(4) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**460,342**	**流動負債**	**182,701**
現金及び預金	236,927	買掛金	13,737
売掛金	146,798	未払金	94,701
商品	478	未払費用	32,780
前払費用	28,746	未払法人税等	7,811
従業員に対する短期貸付金	2,597	前受金	3,272
立替金	16,603	預り金	20,004
未収入金	73,109	賞与引当金	1,454
その他	112	工事完成保証損失引当金	8,933
貸倒引当金	△45,031	未払消費税	4
固定資産	**124,039**	**固定負債**	**215,163**
投資その他の資産	**124,039**	長期借入金	200,000
従業員に対する長期貸付金	5,321	長期未払金	15,163
長期前払費用	14,403	**負債合計**	**397,864**
差入保証金	104,315	(純資産の部)	
破産更生債権等	40,520	**株主資本**	**186,517**
貸倒引当金	△40,520	**資本金**	**490,753**
資産合計	**584,382**	**資本剰余金**	**489,555**
		資本準備金	489,555
		利益剰余金	**△793,516**
		その他利益剰余金	△793,516
		繰越利益剰余金	△793,516
		自己株式	**△274**
		純資産合計	**186,517**
		負債純資産合計	**584,382**

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		675,232
売　上　原　価		79,063
売　上　総　利　益		596,169
販売費及び一般管理費		856,344
営　業　損　失		260,175
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	141	
補　助　金　収　入	7,400	
雇　用　調　整　助　成　金	1,380	
保　険　返　戻　金	3,660	
そ　の　他	221	12,804
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	356	
株　式　交　付　費	1,034	1,391
経　常　損　失		248,762
特　別　損　失		
減　損　損　失	22,800	
関係会社株式評価損	300	23,100
税引前当期純損失		271,862
法人税、住民税及び事業税	1,094	1,094
当　期　純　損　失		272,956

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2020年４月１日残高	441,215	440,125	440,125	△520,559	△520,559	△274	360,505	360,505
当期変動額								
新株の発行	49,538	49,430	49,430				98,969	98,969
当期純損失				△272,956	△272,956		△272,956	△272,956
当期変動額合計	49,538	49,430	49,430	△272,956	△272,956	－	△173,987	△173,987
2021年３月31日残高	490,753	489,555	489,555	△793,516	△793,516	△274	186,517	186,517

個　別　注　記　表

1．継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度の売上高は前事業年度から著しく減少し675,232千円となり、営業損失260,175千円、経常損失248,762千円及び当期純損失272,956千円を計上し、継続して損失の計上となりました。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいる所存であります。

(1) 収益構造の改善

① 営業組織体制の見直し及び人員再配置等による効率化

2021年4月１日付をもって営業組織体制を、首都圏中心のプロデュース事業本部と、全国のスタジオ及びPROTO BANK Stationを統括するネットワーク事業本部に再編いたしました。

プロデュース事業本部はこれまでの富裕層を中心とした展開に加え、コロナ禍でのリモートワークの普及による在宅時間の長期化から、郊外への戸建て住宅ニーズの増加に伴い、首都圏近郊におけるこれらの層の取込みと一層の営業展開を図ります。また、テレワーク、リモートワークを超えて、「リゾート地や地方等の普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得等を行う仕組み」、「新しい働き方」としての「ワーケーション」が急速に注目されていることから、これらの新たな需要の取込みに注力いたします。

一方、新しい収益源として、PROTO BANK Stationの新規加盟店契約の獲得促進を担う専任部署を設置し、従来のプランニングコースから設計・請負契約締結までの期間に比べ、竣工後の完成図面を再利用化することから、顧客との契約の早期化・短縮化によるロイヤリティ収益の早期計上を目指します。

スタジオネットワーク事業においてもプランニングコース利用に際して顧客の絞り込みを行うことで、設計契約及び請負契約の成約率向上を図り、効率的に収益獲得を目指します。

② 新規市場の開拓

ＡＳＪ建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通して、大規模土地開発プロジェクトへの参画等に注力することにより、新規市場への展開に努めてまいります。

(2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びに営業拠点等の見直しや、Webを活用した効率的な営業活動等により、引続き車両費・旅費交通費を中心とした営業関係諸経費の削減を図ります。また、販売促進費・広告宣伝費については、媒体の見直し、広告頻度など管理を徹底し削減するとともに、加盟スタジオ開催のイベントに対してもより適切な内容の支援を実施いたします。その他すべての一般管理費について、管理可能経費の削減を通して固定費の一層の削減に努めてまいります。

(3) 財務体質の改善

当社は、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当社事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しておりましたが、この度、2020年12月7日付で株式会社スカラとの業務提携契約の締結とともに、同社の子会社が運営するSCSV１号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資により、2020年12月24日付で98,969千円の資金調達を行いました。また、株式会社きらぼし銀行から2021年1月26日付で200,000千円の資金借入を行いました。これらにより、資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。今後においても、引き続き当社事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

２．表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　45,031千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、重要な会計方針に記載のとおり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

貸倒懸念債権等の特定の債権の回収可能性の見積りに当たっては、個々の相手先の財務内容等の把握が困難でありかつ一定期間を経過している債権については回収可能性が低いと判断しています。将来相手先の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

4．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　10年～18年

工具、器具及び備品　２年～６年

無形固定資産　……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

工事完成保証損失引当金……完成保証による費用又は損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については、当該見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……税抜処理によっております。

５．損益計算書に関する注記

減損損失の内訳は以下のとおりです。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都千代田区）	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	22,800
		合計	22,800

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	1,634,750	108,400	－	1,743,150

（変動事由の概要）

第三者割当増資における増加　　108,400株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	3,975	－	－	3,975

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	297,183千円
未払事業税	2,057千円
貸倒引当金	26,199千円
賞与引当金	710千円
工事完成保証損失引当金	2,735千円
減価償却超過額	80,462千円
差入保証金	10,130千円
株式報酬費用	6,864千円
投資有価証券評価損	3,154千円
その他	3,145千円
繰延税金資産小計	432,643千円
評価性引当額	△432,643千円
繰延税金資産合計	-千円

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注２）を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	236,927	236,927	－
(2) 売掛金	146,798		
貸倒引当金（※１）	△22,348		
	124,450	124,450	－
(3) 立替金	16,603		
貸倒引当金（※２）	△2,939		
	13,664	13,664	－
(4) 未収入金	73,109		
貸倒引当金（※３）	△19,744		
	53,364	53,364	－
(5) 差入保証金	103,415	58,671	△44,744
資産計	531,823	487,079	△44,744
(1) 未払金	94,701	94,701	－
(2) 長期借入金	200,000	200,000	－
負債計	294,701	294,701	－

(※１)　売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(※２)　立替金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(※３)　未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 立替金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
差入保証金（※１）	900

（※１）差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(5)差入保証金」には含めておりません。

（注３）　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	236,927	－	－	－
売掛金	146,798	－	－	－
立替金	16,603	－	－	－
未収入金	73,109	－	－	－
合計	473,438	－	－	－

（注４）　長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	－	－	2,383	30,979	28,596	138,042

９．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被保険者）割合%	関連当事者との関係	取引内容（注）	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	丸山 雄平	－	－	当社代表取締役社長	（被所有直接26.9 間接 4.5）	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	200,000	－	－

（注）当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長　丸山雄平より債務保証を受けております。
取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、この債務保証に関する保証料の支払はありません。

１０．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　107円25銭
（2）１株当たり当期純損失　164円44銭

１１．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　内　計　尚　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　余　野　憲　司　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度の売上高は前事業年度から著しく減少し675,232千円となり、営業損失260,175千円、経常損失248,762千円及び当期純損失272,956千円を計上し、継続して損失となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　監査役会

常勤社外監査役　和　泉　利　治　㊞

社外監査役　山　下　和　広　㊞

社外監査役　志　村　誠一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役川村健一氏及び赤堀広幸氏はこれを機に退任いたします。

つきましては、経営陣の強化を図るため、新任取締役１名を含む取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	まるやま ゆうへい 丸山 雄平 （1956年８月15日生）	1981年４月　三谷商事株式会社 入社 1996年10月　株式会社夢建人 設立 代表取締役 2004年４月　旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社(2008年１月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更)取締役 2007年９月　同社 代表取締役 2007年11月　当社 代表取締役社長（現任）	468,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2 再任	やまぐち ゆうじ 山口 裕司 （1959年３月１日生）	1982年４月 大和工商リース株式会社（現：大和リース株式会社）入社 1991年７月 株式会社ダイナウェア 入社 2004年４月 旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社(2008年１月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更)管理部長 2007年11月 当社 入社 管理部長 2012年４月 当社 執行役員 管理本部 管理部長 2015年６月 当社 執行役員 管理本部長兼管理部長 2019年６月 当社 取締役 管理本部長兼管理部長（現任）	5,100株
3 再任	いしづか りょうへい 石塚 亮平 （1980年７月19日生）	2004年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2017年５月 石塚亮平公認会計士事務所 設立 代表（現任） 2018年10月 株式会社トラステッドパートナーズ 設立 代表取締役（現任） 2019年６月 当社 社外取締役 （現任） （重要な兼職の状況） 石塚亮平公認会計士事務所 代表 株式会社トラステッドパートナーズ 代表取締役	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4 新任	やまなみ けんじ 山並 憲司 (1972年８月11日生)	1997年４月　通商産業省（現 経済産業省）入省 2006年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 入社 2009年４月　楽天株式会社 入社 2010年２月　楽天株式会社 執行役員 2011年１月　Buy.com（ 現 RAKUTEN COMMERCE LLC）Chief Marketplace Officer 2013年９月　Caparoom Inc. Chief Executive Officer （現任） 2013年10月　Rakuten USA Inc. Senior Vice President 2014年12月　Blue Paradigm Inc. Chief Executive Officer （現任） 2017年６月　ファウンダーズネクスト株式会社 取締役 （現任） 2018年12月　株式会社プレイド 監査役 （現任） 2019年８月　プロディジーメディカル株式会社 代表取締役 （現任） 2019年10月　株式会社 Smart Opinion 代表取締役 （現任） 2020年６月　beepnow systems 株式会社 社外取締役 （現任） 2020年11月　AppGrooves Corporation Board of Director （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社 Smart Opinion 代表取締役 プロディジーメディカル株式会社 代表取締役 Caparoom Inc. Chief Executive Officer Blue Paradigm Inc. Chief Executive Officer 株式会社プレイド 監査役 ファウンダーズネクスト株式会社 取締役 AppGrooves Corporation Board of Director beepnow systems 株式会社 社外取締役	―株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．石塚亮平氏及び山並憲司氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、石塚亮平氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。また、山並憲司氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、同契約を締結する予定であります。
４．当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告11頁をご参照ください。
５．社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割
石塚亮平氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年となります。同氏は、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
山並憲司氏は、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
６．当社は、石塚亮平氏が取締役に選任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	いずみ　としはる 和泉　利治 （1958年２月５日生）	1989年４月　エヌイーディー株式会社 入社 1999年３月　安田企業投資株式会社 入社 2010年４月　同社 業務推進部長兼投資第二部長 2011年６月　当社 常勤社外監査役（現任）	3,500株
2 再任	やました　かずひろ 山下　和広 （1965年４月25日生）	1992年10月　協立監査法人 入社 1997年７月　山下会計事務所 開設 2005年12月　税理士法人フィールズ設立 代表社員（現任） 2008年７月　監査法人フィールズ設立 代表社員（現任） 2010年９月　当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人フィールズ 代表社員 監査法人フィールズ 代表社員	500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	しむらせいいちろう 志村 誠一郎 (1949年10月16日生)	1972年４月　石川島播磨重工業株式会社（現：株式会社ＩＨＩ）入社 1989年３月　日本エンタープライズディベロップメント株式会社 入社 2005年６月　安田企業投資株式会社 常務取締役投資本部長 2008年２月　ネオステラ・キャピタル株式会社 常務執行役員 2010年７月　株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役 2014年２月　日本アジア投資株式会社 入社 投資グループ部長 2016年６月　日本アジア投資株式会社 取締役 投資グループ部管掌 2017年８月　Japan Asia Investment (China) Co.,Ltd. 董事長 2018年６月　mtes Neural Networks 株式会社 監査役 2018年７月　東京電力ベンチャーズ株式会社 社外取締役 2018年10月　きらぼしキャピタル株式会社 顧問（現任） 2019年６月　当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） きらぼしキャピタル株式会社 顧問	―株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏は、社外監査役候補者であります。
３．社外監査役候補者の選任理由
和泉利治氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって10年となります。同氏は、企業金融分野における豊富な経験と幅広い知識等をもとに、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
山下和広氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって10年10か月となります。同氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地と幅広い知識・経験等をもとに、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
志村誠一郎氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年となります。同氏は、企業経営における豊富な経験と高い見識をもとに、監査体制強化や監視機能の観点から、今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．当社は、社外監査役候補者全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。
５．当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告11頁をご参照ください。
６．当社は、和泉利治氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が監査役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が桜橋監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を踏まえ、新たな視点での監査及び当社の事業規模に応じた機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人としての専門性、独立性、規模、品質管理体制、監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	桜橋監査法人
事　務　所	主たる事務所 大阪府大阪市北区梅田二丁目１番３号桜橋御幸ビル
沿　　革	2007年11月　　桜橋監査法人設立
概　　要	構成人員　社員（公認会計士）　７名 職員（公認会計士）　16名 （その他の職員）　４名 合　計　27名

（注）桜橋監査法人が会計監査人に選任され就任した場合、当社は、同監査法人との間で会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

場　所：　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
朝日生命大手町ビル５階　フクラシア東京ステーション



〔交通機関〕　ＪＲ線「東京駅」日本橋口
地下鉄東西線、千代田線、半蔵門線、三田線「大手町駅」
地下鉄丸ノ内線「東京駅」
※地下鉄をご利用の場合はＢ６出入口よりお願いいたします。

〔お 願 い〕　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。